



平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会社名 あいおい損害保険株式会社
代表者名 取締役社長 児 玉 正 之
(コード番号：8761 東証・大証・名証)
問合せ先 総務部次長 金 子 利 弘
(TEL 03-5424-0101)

臨時株主総会の招集および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 30 日付でお知らせいたしましたとおり、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、平成 22 年 4 月 1 日付で、三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下、「三井住友海上HD」といいます。）との間で株式交換による経営統合を行い、平成 22 年 10 月 1 日付で、ニッセイ同和損害保険株式会社との間で当社を存続会社とする合併を行う予定であります。また、株式交換に際して当社の定款における基準日の規定を削除するとともに、合併にあわせて当社の商号を「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」に変更する定款の一部変更を行う予定であります。

今般、平成 21 年 10 月 30 日開催の取締役会において、上記株式交換、合併、定款の一部変更を承認いただくための臨時株主総会を招集することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日程および付議する議案

(1) 臨時株主総会の日程

平成 21 年 12 月 22 日

(2) 臨時株主総会に付議する議案

- ①第 1 号議案 当社と三井住友海上グループホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
- ②第 2 号議案 当社とニッセイ同和損害保険株式会社との合併契約承認の件
- ③第 3 号議案 定款一部変更の件

2. 定款変更の目的、内容および日程

(1) 定款変更の目的

①基準日の削除について

上記臨時株主総会において第 1 号議案が原案どおり承認可決され、当社と三井住友海上HDとの株式交換契約の効力が発生いたしますと、平成 22 年 4 月 1 日をもって当社の株主は株式交換完全親会社であるMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（現 三井住友海上HDが同日付で商号変更）1 社となり、当該規定はその必要性を失うこととなります。これに伴い、現行定款第 12 条（基準日）の条文を削除する

とともに、現行定款第13条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。なお、本定款変更は、第1号議案の株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、平成22年3月30日をもって効力を発生するものいたします。

②商号の変更について

上記臨時株主総会において第2号議案が原案どおり承認可決されること及び関係当局の認可等を前提として、合併に際し、当社は商号を変更いたしますので、現行定款第1条（商号）の条文を変更するものであります。なお、本定款変更は、当該合併の効力が発生することを条件として平成22年10月1日をもって効力を発生するものいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>あいおい損害保険株式会社</u>と称する。</p> <p>2 英文では <u>Aioi Insurance Company, Limited</u> と表示する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条 ～ (条文省略)</p> <p>第50条</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</u>と称する。</p> <p>2 英文では <u>Aioi Nissay Dowa Insurance Company, Limited</u> と表示する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第12条 ～ (現行どおり)</p> <p>第49条</p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成21年12月22日
 定款変更の効力発生日(基準日・条数繰上げ) : 平成22年3月30日
 (商号) : 平成22年10月1日

以 上